

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



12
2017

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2017年11月30日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算第99号



給与計算や書類申請業務でお困りではありませんか…？

上記は社労士にとっての基本業務ですが、弊所ではスタッフ体制が充実し、すばやく適確に対応可能です。①内部でやっているが忙しくて作成・提出が遅れがち、②知識不足で内容が心配等の悩みがお有りならば是非弊所へお声掛けください。リーズナブルな価格で適確に対応させていただきます。

毎月

勤怠管理表・タイムカード等より給与計算

新規
雇用時

健康保険・厚生年金保険・雇用保険 資格取得届

耳寄り情報1

予防的労務管理講座その3 2 『残業撲滅の助言指導 その2』

＝村田・岡崎法律事務所 岡崎隆彦先生著 『予防的労務管理』より＝

(b「判決文」は省略)

c これについてはついに「残業禁止・帰宅命令」義務が出たと話題になりました。ダラダラ残業を認めると黙示の残業命令と認定されることが多いので、企業の不利になりますから、判例の指摘は当然のことです。

d ここで重要であるのは、症状悪化防止のための安全配慮義務の内容として残業禁止と帰宅命令を判例が方法として挙げていることと日本では懲戒処分どころか、その前段階の業務命令すらなかなか適切に発令されない実態があることです。多くの会社では業務命令の形でそこまで徹底していないので、今後選択肢として検討すべきです。そして業務命令が守られない場合には懲戒処分を当然検討すべきこととなります。

イ 神代学園ミュージック音楽院事件・東京高判 17.3.30 は、使用者の明示の残業禁止の業務命令に反して、労働者が時間外または深夜にわたり業務を行ったとしてもこれを賃金算定の対象となる労働時間と解することはできないと判断した一審判決を維持しました。



金ちゃん先生のコメント

残業代を稼ぎたいという労働者心理をどこまで規制するかが肝要ですね。

【事件名】退職金請求上告＝シンガー・ソーイング・メシーン事件 最高裁判所第二小法廷 日時:昭和48年1月19日

【判例要旨】 退職金債権は賃金⇒全額払いの原則はあるが、労働者の債権放棄自由意思が認められ債権放棄は有効！

1. 一 賃金に当る退職金債権放棄の意思表示は、それが労働者の自由な意思に基づくものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、有効である。

二 甲会社の被用者で西日本における総責任者の地位にある乙が、退職に際し、賃金に当る退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合において、乙が退職後直ちに競争会社に就職することが甲に判明しており、また、乙の在職中における経費の使用につき書面上つじつまの合わない点から甲が疑惑を抱いて、その疑惑にかかる損害の一部を填補させる趣旨で退職金債権の放棄を求めた等の事情があるときは、右退職金債権放棄の意思表示は、乙の自由な意思に基づくものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在したもとして、有効とすべきである。



2. 退職金は、就業規則において支給条件が明確に規定され、使用者に支払義務がある場合には、労働基準法にいう「賃金」に当り、その支払には同法24条1項にいわゆる全額払の原則が適用されるが、本条にいう全額払の原則は、労働者が退職に際し自ら退職金債権を放棄する旨の意思表示の効力を否定する趣旨ではない。

【裁判結果】 乙[原告・被控訴人・上告人]の上告棄却



金ちゃん先生のコメント 労働者の自由意思に基づくと認められれば、例外的に有効とされますね。

金ちゃん先生行状記 ～『TOKKIN会』は不滅です！？～

金ちゃん先生は松下電器（現パナソニック）OBで同年代の有志達と春夏秋冬『TOKKIN会』[彼の愛称はTOKKINとも言います。]を行っています。先月は本町駅地下の「TAMAYA」という割烹料理店で飲み放題、言いたい放題！？で楽しいひと時を過ごしました。丁度年4回は理想のサイクルで、美味しい日本酒と和風つまみで「今夜は最高！」でしたよ。

◆お奨めの「TAMAYA」のご紹介 船場センタービルB1F

女将小路 地下鉄本町駅16番出口上がって直ぐ、☎06-6227-8442



ご機嫌のPANA-OB6人衆(女将も)



一杯を 気心知れた 仲で飲む これぞ男の 生きがいだもし



◆ゴルフのお誘い等何でもお気軽にご一報下さいませ。 Eメールアドレス bpazu707@tcct.zaq.ne.jp

貴事業所名		ご氏名	
ご住所		Eメール	
T E L		ご要請等ご記入下さい	



高齢者の雇用状況が公表されました

平成 29 年「高齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）の集計結果が公表されました。

高齢者雇用安定法では、企業が定年を定める場合、その定年年齢を 60 歳以上とすることを義務付けています。

加えて、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じることを義務付けています。

この調査は、これらの制度の実態を把握するため、同法の規定に基づいて行われているものです。



高齢者の雇用状況のポイント

主要な集計結果は次のとおりです（割合は、調査対象企業中の割合）。

- ・「65 歳定年」としている企業⇒15.3%（前年比 0.4 ポイント増）
- ・「定年制の廃止」を実施した企業⇒2.6%（同 0.1 ポイント減）
- ・「66 歳以上定年」としている企業⇒1.8%（同 0.7 ポイント増）
- ・「66 歳以上希望者全員の継続雇用制度」を導入している企業⇒5.7%（同 0.8 ポイント増）
- ・70 歳以上まで働ける企業⇒22.6%（同 1.4 ポイント増）

高齢者雇用安定法では、定年は 60 歳で、65 歳までの雇用確保措置を各企業に義務づけていますが、この集計結果から、法定の義務を上回る制度を設けている企業が多いことが分かります。特に、70 歳以上まで働ける企業（希望者全員というわけではありませんが、要件に該当する労働者・企業が求める労働者については 70 歳以上まで働ける企業）が増えていることが目立ちます。

各企業において、人手不足感が強くなっていることが影響していると思われる。

政府も、65 歳以上への定年引上げ、希望者全員を 66 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入などを行った事業主を対象とした「65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）」を設けるなどして、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現を後押ししています。



助成金を活用しつつ、定年延長などを行い、かつ、高齢者の知識や経験を生産性の向上につなげることができれば理想的ですね。ご質問、ご相談などがあれば、気軽にお声かけください。

豆知識情報

割増賃金について

(1) 割増率（労働基準法 37 条 1 項、2 項、4 項、法附 138 条、則 20 条、割増賃金令）

使用者が、臨時の必要又は三六協定により法定労働時間を延長し、又は法定休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、**通常の労働時間又は労働日の賃金**の計算額の**2 割 5 分以上 5 割以下**の範囲内で、労働者の**福祉時間又は休日の労働の動向**その他の事情を考慮して政令で定める率（具体的には、延長した労働時間の労働については**2 割 5 分**、休日の労働について**3 割 5 分**）**以上**の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。*

※時間外労働等が臨時の必要や三六協定によらず**違法なものである**であっても、あるいは、労使合意の上で割増賃金を支払わない申し合わせをしても、割増賃金を**支払わなければならない**。

トビックス 確定拠出年金の掛金 拠出の単位が年単位に（平成 30 年1月～）

確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされていますが、平成 30 年 1 月からは、年単位で拠出することが可能となります。どのような改正が行われるのか、確認しておきましょう。



確定拠出年金制度の改正／掛金の拠出単位の年単位化

<改正のポイント>

	改正前	改正後
掛金の拠出時期	月単位で毎月	年 1 回以上、定期的に
拠出限度額の考え方	1 月につき拠出できる掛金の額	1 年間に拠出できる掛金の額の総額 (改正前の拠出限度額[月額]×12)
掛金の納付期限	翌月末日まで	・企業型確定拠出年金 企業型年金規約で定める日まで ・個人型確定拠出年金 個人型年金規約に定めるところによる

<解説>

確定拠出年金の掛金は、現在、月単位で拠出することとされていますが、来年 1 月からは、12 月から翌年 11 月までの 1 年間を単位として、複数月分をまとめて拠出することや 1 年間分をまとめて拠出することが可能となります。

なお、納付は、上記の 1 年間を翌月にずらした“1 月から 12 月まで”の範囲内で行うこととなります（税制の観点から、納付月ベースでは暦年が単位となります）。

注①「年 1 回以上、定期的に拠出」の要件を満たせば、年 2 回といった拠出も可能です。これまでと同様に毎月拠出とすることも可能です。

注②この改正は、平成 30 年 1 月から施行されるため、平成 29 年 12 月分の掛金（平成 30 年 1 月納付分の掛金）は、年単位化による拠出の対象となりません。したがって、改正初年においては、平成 30 年 1 月から 11 月まで（納付月ベースでは 2 月から 12 月まで）の 11 か月間が年単位化の対象となります（その期間の拠出限度額は、「改正前の拠出限度額[月額]×11」）。

この改正により、ボーナス月にまとめて掛金を納付するなど、加入者のニーズに合った掛金の納付が可能となります。

既の実施されている企業型 DC で導入するためには、納付期限などについて、企業型年金規約の変更が必要となります。



お仕事 カレンダー 12 月



12/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の支払
- 10 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告
- 翌年 1 月・4 月・6 月決算法人の消費税の中間申告

◆あとがき◆ 今年は昨年比して、順調に秋⇒冬を迎えた感じがしますね。ゴルフ、お酒、トーク。男の楽しみは限られますが、これが交流の手段ですよ。『酔って候。』司馬遼太郎作品のセリフです。